

令和8年生駒市議会（第3回）定例会議案

令和8年3月4日

生 駒 市

令和 8 年 生 駒 市 議 会 （ 第 3 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

議案番号	議 案 名	頁
議案第 5 号	令和 8 年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第 6 号	令和 8 年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 7 号	令和 8 年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 8 号	令和 8 年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 9 号	令和 8 年度生駒市下水道事業会計予算	別冊
議案第 10 号	令和 8 年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第 11 号	令和 7 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）	1～15
議案第 12 号	令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）	16～20
議案第 13 号	令和 7 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 2 回）	21～23
議案第 14 号	生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	24～25
議案第 15 号	生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について	26～27
議案第 16 号	生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について	28～29
議案第 17 号	生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第 18 号	生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31～34
議案第 19 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35～42
議案第 20 号	生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	43

議案第 21 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	44
議案第 22 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第 23 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	46～52
議案第 24 号	生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53～54
議案第 25 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	55～56
議案第 26 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	57～58
議案第 27 号	市道路線の認定について	59～60
議案第 28 号	市道路線の廃止について	61
議案第 29 号	生駒市教育委員会委員の任命について	62
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	63

議案第 11 号

令和 7 年度生駒市一般会計補正予算（第 9 回）

令和 7 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 9 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8 7, 6 3 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1, 7 9 4, 9 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 8 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,185,800	505,033	6,690,833
	1 地方交付税	6,185,800	505,033	6,690,833
15 国庫支出金		9,516,090	△108,356	9,407,734
	1 国庫負担金	6,411,588	26,599	6,438,187
	2 国庫補助金	3,074,173	△134,955	2,939,218
16 県支出金		4,113,822	27,200	4,141,022
	2 県補助金	1,186,213	27,200	1,213,413
19 繰入金		2,482,550	276,160	2,758,710
	1 基金繰入金	2,434,046	276,160	2,710,206
22 市債		2,876,600	287,600	3,164,200
	1 市債	2,876,600	287,600	3,164,200
歳 入 合 計		50,807,284	987,637	51,794,921

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		6,759,833	770,605	7,530,438
	1 総務管理費	5,544,269	770,605	6,314,874
3 民生費		21,001,841	67,032	21,068,873
	1 社会福祉費	9,387,495	8,500	9,395,995
	2 児童福祉費	9,592,051	18,700	9,610,751
	3 生活保護費	1,151,357	39,832	1,191,189
8 教育費		8,485,275	150,000	8,635,275
	1 教育総務費	1,212,381	150,000	1,362,381
歳 出 合 計		50,807,284	987,637	51,794,921

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎管理費	5,508
		市民参画協働推進事業	40,042
		防災経費	48,134
民生費	社会福祉費	介護保険円滑導入事業	8,500
	児童福祉費	物価高対応ひとり親家庭等 応援手当支給事業	18,700
	生活保護費	生活保護事務費	4,036
		生活保護扶助費	35,466
産業経済費	農業費	土地改良事業	9,989
土木費	土木管理費	地域公共交通活性化事業	4,401
	道路橋梁 及び河川 費	道路橋梁維持補修費	30,780
		橋梁予防保全事業	5,000
		道路新設改良事業	47,000
		河川水路改修事業	146
	都市計画費	公園整備事業	2,013
		北部地域整備促進事業	47,520
消防費	消防費	常備消防経費	3,496
教育費	教育総務費	学びの多様化学校施設整備事業	166,645
		生駒南小学校・中学校整備事業	333,028
	小学校費	小学校施設管理費	17,572

款	項	事業名	金額
教 育 費	中 学 校 費	中 学 校 施 設 管 理 費	4, 2 4 6
		中 学 校 施 設 整 備 事 業	9 9 7, 1 7 6
	社 会 教 育 費	コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 整 備 事 業	1 3, 7 0 9
		図 書 館 施 設 整 備 事 業	2 8, 8 2 0

2 変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事業名	金額	事業名	金額
消 防 費	消 防 費	消 防 施 設 等 整 備 事 業	2 4, 3 6 8	消 防 施 設 等 整 備 事 業	2 2 0, 2 1 2
教 育 費	社 会 教 育 費	体 育 施 設 整 備 事 業	4 2, 6 1 4	体 育 施 設 整 備 事 業	6 8, 5 7 4

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追加

[単位 千円]

事 項	期 間	限 度 額
新 しい 地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ 構 築 推 進 業 務	令 和 8 年 度 从 前 令 和 9 年 度 まで	4 0, 0 0 0
上 中 学 校 仮 校 舎 借 上 業 務 (そ の 2)	令 和 7 年 度 从 前 令 和 1 0 年 度 まで	1 0 7, 8 4 8

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学びの多様化 学校整備事業	83,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

[単位 千円]

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災設備 整備事業	16,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	22,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
中学校 施設整備 事業	514,800	"	"	"	713,100	"	"	"

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 地方交付税	6,185,800	505,033	6,690,833	1 地方交付税	505,033	普通交付税
計	6,185,800	505,033	6,690,833			

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	6,248,843	26,599	6,275,442	5 生活保護費負担金	26,599	
計	6,411,588	26,599	6,438,187			

[単位 千円]

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	1,414,788	△ 26,214	1,388,574	1 総務管理費補助金	△ 26,214	デジタル基盤改革支援補助金 地域未来交付金 △ 70,302 44,088
2 民生費国庫補助金	955,121	4,366	959,487	3 生活保護費補助金	4,366	生活保護適正化推進事業補助金
5 教育費国庫補助金	357,399	△ 113,107	244,292	1 教育総務費補助金	83,322	学びの多様化学校整備補助金
				3 中学校費補助金	△ 196,429	長寿命化改良事業補助金

[単位 千円]

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
計	3,074,173	△ 134,955	2,939,218				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
2 民生費県補助金	998,117	27,200	1,025,317	1 社会福祉費補助金	8,500	介護人材確保対策総合支援補助金	
				2 児童福祉費補助金	18,700	ひとり親家庭等応援補助金	
計	1,186,213	27,200	1,213,413				

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
11 こども未来基金繰入金	488,316	△ 16,645	471,671	1 こども未来基金繰入金	△ 16,645		
12 職員退職給与基金繰入金	164,000	370,000	534,000	1 職員退職給与基金繰入金	370,000		
16 財政調整基金繰入金	77,195	△ 77,195	0	1 財政調整基金繰入金	△ 77,195		
計	2,434,046	276,160	2,710,206				

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 総務債	68,200	6,000	74,200	1 総務管理債	6,000	防災設備整備事業債	
7 教育債	2,080,500	281,600	2,362,100	1 教育総務債	83,300	学心の多様な学校整備事業債	
				3 中学校債	198,300	中学校施設整備事業債	
計	2,876,600	287,600	3,164,200				

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				内 訳					
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他			
1 一般管理費	3,682,573	299,698	3,982,271	△70,302 (国補) △ 70,302	370,000 (繰入) 370,000		370,000	3 職員手当等	
							△ 39,977	標準化移行業務委託料	
							△ 30,325	情報機器賃借料	
5 財産管理費	1,089,051	382,731	1,471,782			382,731	382,731	24 積立金	
								減債基金	
8 市民活動費	150,869	40,042	190,911	20,021 (国補) 20,021		20,021	42	1 報酬	
							40,000	12 委託料	
							14,850	10 需用費	
11 防災費	58,848	48,134	106,982	24,067 (国補) 24,067		18,067	33,284	17 備品購入費	
								消耗品費	
計	5,544,269	770,605	6,314,874	△26,214	370,000	420,819		防災用備品	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				内 訳					
				特 定 財 源	地 方 債	そ の 他			
6 介護保険費	1,710,107	8,500	1,718,607	8,500 (県補) 8,500			8,500	12 委託料	
								介護事業所支援業務委託料	
計	9,387,495	8,500	9,395,995						

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源			
4 母子父子福祉費	348,575	18,700	367,275	18,700 (県補) 18,700			534	パートタイム会計年度任用職員	
							300	職員手当等	
							31	職員共済組合負担金	
							84	費用弁償	
							200	消耗品費 印刷製本費	
							184	通信運搬費 手数料	
							367	システム使用料	
							17,000	物価高対応ひとり親家庭等応援手当	
計	9,592,051	18,700	9,610,751	18,700					

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 財 源	地方 債 の 他	一般財源			
1 生活保護総務費	122,454	4,366	126,820	4,366 (国補) 4,366			2,171	パートタイム会計年度任用職員	
							1,142	職員手当等	
							292	職員共済組合負担金	

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
								172	社会保険料等			
						8 旅費	111		費用弁償			
						10 需用費	200		消耗品費 印刷製本費			
						11 役員費	120		通信運搬費 手数料			
						12 委託料	330		生活保護システム等委託料			
2 扶助費	1,028,903	35,466	1,064,369	26,599 (国負) 26,599		19 扶助費	35,466		生活扶助			
計	1,151,357	39,832	1,191,189	30,965								

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明			
				国県支出金	地方債	その他						
										財源		
										一般財源		
2 心の教育活動 事業費	113,740	150,000	263,740	83,322 (国補) 83,322	83,300	△16,645 (繰入) △ 16,645	23	150,000	学校施設整備工事			
計	1,212,381	150,000	1,362,381	83,322	83,300	△16,645	23					

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給与					費			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給 率(月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)			
補正後	長等		29,412	12,871 3.45	1,620	88	43,991	6,246	50,237	その他の手当は通 勤手当	
	議員	133,920		55,828 3.45		189,748	35,794	225,542			
	その他の 特別職 計	145,280				145,280	1,355	146,635			
補正前		279,200	29,412	68,699	1,620	88	379,019	43,395	422,414		
	長等		29,412	12,871 3.45	1,620	88	43,991	6,246	50,237	その他の手当は通 勤手当	
	議員	133,920		55,828 3.45		189,748	35,794	225,542			
比較	その他の 特別職 計	145,238				145,238	1,355	146,593			
	長等	279,158	29,412	68,699	1,620	88	378,977	43,395	422,372		
	議員	0	0	0.00	0	0	0	0	0		
比較		0		0.00			0	0	0		
	議員	0		0.00			0	0	0		
	その他の 特別職 計	42				42	0	42			
		42	0	0	0	42	0	42			

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費			合計 (千円)	備考		
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)				
補正後	(789) 881	1,095,693	3,631,503	3,331,796	8,058,992	1,407,941	9,466,933	
補正前	(787) 881	1,092,988	3,631,503	2,960,354	7,684,845	1,407,618	9,092,463	
比較	(2) 0	2,705	0	371,442	374,147	323	374,470	

※()内は、短時間勤務の再任用職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしたものの。

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	78,108	126,540	2,257	210,021	879	223,004	32,814
補正前	78,108	126,540	2,257	210,021	879	221,984	32,814
比較	0	0	0	0	0	1,020	0

夜間勤務手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
7,399		98,443	52,643	537,000	1,073,178	889,510
7,399		98,443	52,643	167,000	1,072,949	889,317
0		0	0	370,000	229	193

議案第 12 号

令和 7 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

令和 7 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 2, 0 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0, 2 9 8, 5 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 財産収入		3,748	38	3,786
	1 財産運用収入	3,748	38	3,786
7 繰入金		888,381	82,026	970,407
	2 基金繰入金	17,980	82,026	100,006
歳 入 合 計		10,216,466	82,064	10,298,530

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		2,680,787	82,026	2,762,813
	1 医療給付費	1,575,451	31,774	1,607,225
	2 後期高齢者支援金等	629,504	37,728	667,232
	3 介護納付金	201,982	12,524	214,506
6 基金積立金		3,748	38	3,786
	1 基金積立金	3,748	38	3,786
歳 出 合 計		10,216,466	82,064	10,298,530

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 6 財産収入

(項) 1 財産運用収入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 利子及び配当金	3,748	38	3,786	1 利子及び配当金	38	国民健康保険財政調整基金利子	
計	3,748	38	3,786				

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
1 財政調整基金繰入金	17,980	82,026	100,006	1 財政調整基金繰入金	82,026		
計	17,980	82,026	100,006				

歳 出

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定 国県支出金	地方債			
1 一般被保険者 医療給付費	1,575,451	31,774	1,607,225			31,774	18 負担金補助及 び交付金	31,774 医療給付費納付金	
計	1,575,451	31,774	1,607,225			31,774			

[単位 千円]

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 2 後期高齢者支援金等

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定 国県支出金	地方債			
1 一般被保険者 後期高齢者支 援金等	629,504	37,728	667,232			37,728	18 負担金補助及 び交付金	37,728 後期高齢者支援金等納付金	
計	629,504	37,728	667,232			37,728			

[単位 千円]

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 3 介護納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				補正額	財源				
					特定 国県支出金	地方債			
1 介護納付金	201,982	12,524	214,506			12,524	18 負担金補助及 び交付金	12,524 介護納付金	
計	201,982	12,524	214,506			12,524			

[単位 千円]

(款) 6 基金積立金

(項) 1 基金積立金

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源の内訳			区分	金額	説明
				財源					
				特定 国県支出金	地方債	その他			
1 財政調整基金 積立金	3,748	38	3,786		(財) 38	38	24 積立金	38	国民健康保険財政調整基金
計	3,748	38	3,786		38	38			

議案第 13 号

令和 7 年度生駒市病院事業会計補正予算（第 2 回）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度生駒市病院事業会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（継続費）

第 2 条 予算第 5 条に定めた継続費の事業名、総額及び年割額を次のように改める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	(補正前 生駒市立病院 6 階東病棟 整備事業) 生駒市立病院 施設整備事業	(補正前 720,000 千円) 944,134 千円	令和 7 年度	324,500 千円
				令和 8 年度	(補正前 395,500 千円) 619,634 千円

（企業債）

第 3 条 予算第 7 条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設 整備事業	(補正前 千円 720,000) 千円 324,400	証書借入 又は 証券発行	5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる場 合について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該見 直し後の利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、銀行 その他の場合にはその債 権者と協定するものとし る。ただし、企業財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し しくは繰上償還又は低利に 借換えることができる。

令和 8 年 3 月 4 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

継続費に関する調書

款	項	事業名	全体				計画		前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	左の財源内訳		損益勘定留保資金						
					企業債	千円							
資本的支出	建設改良費	生駒市立 病院整備 施設事業	7	千円 324,500	千円 324,400	千円 100	千円 -	千円 21,230	千円 21,230	千円 -	千円 -	% 2.2	
			8	619,634	619,600	34	-	-	-	922,904	-	-	-
			計	944,134	944,000	134	-	21,230	21,230	922,904	2.2		

生駒市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政手続条例の一部を改正する条例

生駒市行政手続条例（平成 9 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市法令遵守推進条例の一部を改正する条例

生駒市法令遵守推進条例（平成 19 年 6 月生駒市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び倫理の保持」を「、倫理の保持及び不当要求行為への適切な対応」に改め、「保護」の次に「及び職員の良い職場環境の形成」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（不当要求行為の禁止）

第 4 条の 2 何人も、職員に対して不当要求行為をしてはならない。

第 10 条第 1 項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該不当要求行為に対して講ずべき措置について必要があると認めるときは、委員会に諮問することができる。

第 10 条第 5 項中「諮問をしたときは、委員会の答申」を「答申を受けたときは、これ」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 委員会は、前項の規定による諮問があったときは、審査を行い、当該要望等が不当要求行為であると認めるときはその旨及び当該不当要求行為に対して講

すべき措置を、不当要求行為であると認められないときはその旨を市長に答申するものとする。

第 11 条中「実名により」を「誠実に」に改め、同条ただし書を削る。

第 17 条中「及び」を「の件数並びに」に改め、「件数」の次に「及び概要」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 16 号

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市監査委員条例等の一部を改正する条例

(生駒市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 生駒市監査委員条例（平成 3 年 7 月生駒市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 6 年 1 2 月生駒市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」に、「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

第 2 条中「第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号」を「第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号」に改める。

(生駒市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 生駒市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年 1 2 月生駒市条例第

32号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市病院事業の設置等に関する条例(平成21年6月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 17 号

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員定数条例の一部を改正する条例

生駒市職員定数条例（昭和 4 2 年 4 月生駒市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「5 9 7 人」を「5 8 7 人」に、「1 4 4 人」を「1 5 4 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 18 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び生駒市の一般職の職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年 3 月生駒市条例
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第 1 項中「割り振
らない日」の次に「（第 3 項及び第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同
条第 1 項の規定によるものを除く。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 任命権者は、職員（規則で定める職員及び次条の規定の適用を受ける職員
を除く。以下この項において同じ。）について、職員の申告を考慮して、第 1
項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設
け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認
める場合には、前項の規定にかかわらず、規則の定めるところにより、職員
の申告を経て、1 月を超えない範囲内で規則で定める期間ごとの期間につき
同項の規定を適用したものとしたときの勤務時間となるように、第 1 項の規

定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

第4条第1項中「前条」を「前条第1項及び第2項」に改める。

第5条中「、第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「この条」を「この項」に改め、「（第3条第2項」の次に「又は第3項」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

第6条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合

(2) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

第7条の2第1項中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加える。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に、「の日数」を「並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第10条第2項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「第3条第2項」

の次に「若しくは第3項」を加え、同条第4項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「週休日」の次に「又は勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

第11条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

第14条の3第1項中「第5条」を「第5条第1項」に改め、「による週休日」の次に「若しくは勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(生駒市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 生駒市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月生駒市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第5条」を「第5条第1項」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条の規定による週休日」を「第5条第1項の規定による週休日並びに勤務時間等条例第3条第3項及び勤務時間等条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第8条中「第3条第2項」の次に「若しくは第3項」を加え、「第5条の規定による週休日」を「第5条第1項の規定による週休日又は勤務時間等条

例第 3 条第 3 項及び勤務時間等条例第 5 条第 2 項において読み替えて準用する同条第 1 項の規定による勤務時間を割り振らない日」に改め、「、「第 1 項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第 1 項」と」を削る。

第 17 条第 3 項中「第 5 条」を「第 5 条第 1 項」に改める。

議案第 19 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用
職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市会計年度任用職員の
給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年 7 月生駒市条例
第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 項第 1 号中「この項から第 3 項まで」を「この条」に改め、
同条第 2 項第 1 号中「次項」を「第 4 項」に改め、同項第 2 号中「4 0 , 2 0
0 円」を「支給単位期間につき、6 7 , 9 0 0 円」に、「において」を「で自
動車等の使用距離の区分に応じて」に改め、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同
条第 6 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 7 項と
し、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「月」の次に「（当該月に通
勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあつて
は、その翌月）」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「及び前項第
2 号」を「、第 2 項第 2 号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第 1 号に

定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第2条 生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300
24	230,400	270,000	301,600

25	232,000	271,000	302,900
26	233,700	271,900	303,900
27	235,000	272,700	304,900
28	236,300	273,600	305,900
29	237,600	274,400	307,000
30	238,700	275,200	308,200
31	239,800	276,000	309,300
32	240,900	276,700	310,500
33	242,000	277,400	311,600
34	242,900	278,200	312,900
35	243,800	279,000	314,200
36	244,800	279,600	315,500
37	245,800	280,300	316,700
38	246,700	281,100	318,000
39	247,600	281,800	319,300
40	248,400	282,500	320,600
41	249,200	283,200	321,900
42	249,900	283,900	323,100
43	250,500	284,600	324,400
44	251,100	285,300	325,500
45	251,800	286,000	326,400
46	252,400	286,600	327,700
47	253,000	287,300	329,000
48	253,600	287,900	330,300
49	254,100	288,600	331,400
50	254,700	289,200	332,700
51	255,300	289,900	333,900

52	255, 800	290, 600	335, 100
53	256, 200	291, 100	336, 400
54	256, 600	291, 700	337, 400
55	256, 900	292, 300	338, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600
57	257, 500	293, 600	340, 300
58	257, 800	294, 200	341, 200
59	258, 100	294, 800	341, 900
60	258, 400	295, 500	342, 700
61	258, 700	296, 100	343, 500
62	259, 000	296, 700	343, 900
63	259, 300	297, 200	344, 400
64	259, 600	297, 700	345, 100
65	259, 900	298, 200	345, 900
66	260, 200	298, 800	346, 600
67	260, 500	299, 300	347, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900
69	261, 100	300, 300	348, 400
70	261, 400	300, 800	349, 000
71	261, 700	301, 300	349, 500
72	262, 000	301, 900	350, 100
73	262, 300	302, 400	350, 400
74	262, 600	302, 800	350, 900
75	262, 900	303, 100	351, 200
76	263, 200	303, 400	351, 600
77	263, 500	303, 600	352, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500

79	264, 100	304, 100	353, 000
80	264, 400	304, 400	353, 500
81	264, 700	304, 600	353, 800
82	265, 000	304, 800	354, 200
83	265, 300	305, 100	354, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000
85	265, 900	305, 600	355, 300
86	266, 200	305, 800	355, 700
87	266, 500	306, 100	356, 100
88	266, 800	306, 400	356, 500
89	267, 100	306, 700	356, 700
90	267, 400	307, 000	357, 100
91	267, 700	307, 300	357, 500
92	268, 000	307, 600	357, 900
93	268, 300	307, 800	358, 100
94		308, 000	358, 400
95		308, 300	358, 800
96		308, 700	359, 100
97		308, 900	359, 400
98		309, 200	359, 800
99		309, 500	360, 200
100		309, 900	360, 600
101		310, 100	361, 100
102		310, 400	361, 500
103		310, 700	361, 900
104		311, 000	362, 300
105		311, 200	362, 800

106		311,500	363,200
107		311,800	363,500
108		312,100	363,800
109		312,300	364,200
110		312,600	
111		313,000	
112		313,300	
113		313,500	
114		313,700	
115		314,000	
116		314,400	
117		314,600	
118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	
123		316,200	
124		316,500	
125		316,800	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(会計年度任用職員の給与に関する経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る会計年度任用職員（生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第 1 条に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の給与について適用し、同日前の勤務に係る会計年度任用職員の給与については、なお従前の例による。

議案第 20 号

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す
る条例

生駒市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 9 月生駒
市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 及び別表第 4 中「2 級 59 号給」を「2 級 125 号給」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 22 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改める。

別表第 2 の 4 4 の 5 の項中「要除却認定マンションの建替え」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新」に、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第 1 0 5 条第 1 項」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 23 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条第 1 項中「所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第 1 1 条において同じ。）」に改める。

附則に次の 3 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 1 0 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第 2 9 4 条第 3 項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）のうち、令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が 5 5 万千円以上 6 5 万千円未満である者に限

る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25

年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条

の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満で

あり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第4条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における保険料の減免の特例)

第12条 前2条の規定を適用する場合において、令和7年度の市町村民税が非課税の者について、同年度の税制改正における給与所得控除の最低保障額引上げへの対応として、令和8年度も引き続き市町村民税が非課税となるよう、非課税の基準から給与所得控除の引上げ分の範囲の就労調整を行う場合にあつては、当該者の保険料を同年度の保険料算定において、市町村民税が非課税の者として判定する保険料段階まで減免するものとする。この場合における第11条第2項の規定の適用については、同項中「、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、相当の理由があると認めるときは、別に定める期日までに当該申請書を市長に提出しなければならない」とあるのは、「、市長に提出

しなければならない。ただし、市長が、これにより難い事情があると認めるときは、この限りでない」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例

生駒市道路占用料に関する条例（昭和 3 5 年 6 月生駒市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「800円」を「940円」に、「1,200円」を「1,400円」に、「1,700円」を「2,000円」に、「710円」を「840円」に、「1,100円」を「1,300円」に、「1,600円」を「1,800円」に、「71円」を「84円」に、「7円」を「8円」に、「4円」を「5円」に、「700円」を「820円」に、「430円」を「500円」に、「1,400円」を「1,700円」に、「600円」を「710円」に、「30円」を「35円」に、「43円」を「50円」に、「64円」を「76円」に、「86円」を「100円」に、「130円」を「150円」に、「170円」を「200円」に、「300円」を「350円」に、「860円」を「1,000円」に、「2,400円」を「2,700円」に、「1,500円」を「1,600円」に、「480円」を「540円」に、「4,800円」を「5,400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 3 2 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による許可を受け、又は同法第 3 5 条の規定による同意を得ている者で、既に当該許可又は同意に係る占用料を改正前の生駒市道路占用料に関する条例の規定により納付しているものの占用料の額については、当該占用料を納付している期間に限り、なお従前の例による。

議案第 25 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月生駒市条例第 2 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号た
だし書中「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「1 0
0 円」を「4 3 3 円」に改め、「、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人
につき 3 8 3 円を」を削り、「第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで
」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを
1 号ずつ繰り上げる。

別表中「1 2, 9 0 0」を「1 3, 3 4 0」に、「1 3, 7 0 0」を「1 4,
1 7 0」に、「1 4, 5 0 0」を「1 5, 0 0 0」に、「1 1, 3 0 0」を「1
1, 6 7 0」に、「1 2, 1 0 0」を「1 2, 5 0 0」に、「9, 7 0 0」を「
1 0, 0 0 0」に、「1 0, 5 0 0」を「1 0, 8 4 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 3 7 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）」に改め、同項第 2 号及び同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び

可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第 27 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	乙田線支線19号	萩の台1004番69先 萩の台1004番59先	
2	乙田線支線20号	萩の台1004番63先 萩の台1004番70先	
3	乙田線支線21号	萩の台1004番71先 萩の台1037番28先	
4	乙田線支線22号	小瀬町268番6先 小瀬町268番10先	
5	乙田町第1歩行者道	萩の台1037番32先 萩の台1004番27先	
6	乙田町第2歩行者道	萩の台1004番70先 萩の台1004番53先	
7	中菜畑2丁目7号線	中菜畑二丁目1055番10先 中菜畑二丁目998番4先	
8	中菜畑2丁目8号線	中菜畑二丁目1055番11先 中菜畑二丁目999番8先	
9	中菜畑2丁目第1歩行者道	中菜畑二丁目1053番1先 中菜畑二丁目1054番2先	
10	別院線支線4号	壱分町281番30先 壱分町278番11先	

11	別院線支線 5 号	壺分町 2 8 1 番 1 5 先 壺分町 2 7 8 番 1 2 先
12	広畑湯舟線支線 6 号	山崎町 5 5 番 2 先 山崎町 7 5 番 8 先
13	竜田川線	東生駒 1 丁目 3 8 3 番 1 先 小平尾町 1 4 9 2 番 1 先

令和 8 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 28 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	竜田川線	東生駒1丁目383番1先 小瀬町708番4先	

令和8年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 29 号

生駒市教育委員会委員の任命について

生駒市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 吉 尾 典 子

生年月日 昭和●●年●●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●

氏 名 水 谷 雅 美

生年月日 昭和●●年●●月●●日

令和8年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市 ● ● ● ● ● ● ● ●

氏 名 井 上 順 子

生年月日 昭和 ● ● 年 ● ● 月 ● ● 日

令和8年3月4日提出

生駒市長 小 紫 雅 史